

独立行政法人経済産業研究所(法人番号6010005005426)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

経済産業研究所(RIETI)は、霞ヶ関という立地条件を生かし、政策担当者、研究者、産業界等の連携によるシナジー効果を最大限に発揮しながら政策研究・提言を行う本格的な政策研究機関として活動してきており、これまで15年以上にわたる活動を通じて内外から高い評価を得ている。

RIETIの役員報酬水準を検討するにあたっては、職務の責任や就任前の社会的地位等を考慮して個別に定めているが、経済社会分野で類似の研究、調査、普及事業を実施している民間シンクタンク会社の役員報酬や、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の指定職の年収等を比較考慮し、報酬の適正化の確保に向けた取組を行ってきている。RIETIの役員の報酬については、以下のように民間シンクタンクや国家公務員指定職の給与水準を参考にしている。

(参考) 民間シンクタンクの取締役の平均年収 (有価証券報告書より)

A社 5,278万円

B社 3,940万円

C社 6,400万円

国家公務員(指定職)との比較

国家公務員の事務次官	23,374千円	局長相当	17,804千円
経済産業研究所理事長	21,265千円	理事	16,087千円

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

「独立行政法人経済産業研究所役員給与規程」において、役員は経済産業大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価結果(以下「評価結果」という。)を勘案し、業績給を支給することと規定している。役員の業績給の額は、役員として支給された本俸月額に100分の368を乗じて得た額に、以下に定める評価結果に即した割合を乗じて得た額とする。

AA評価:100分の100 A評価:100分の75 B評価:100分の50 C評価:100分の25 D評価:100分の0

経済産業大臣の評価結果(平成29年度を対象)は「B」であり、役員に対して上記計算方法により業績給を支給した。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額(本俸、特別都市手当)、賞与、業績給で構成されている。月額については、経済産業研究所役員給与規程に則り、本俸月額(1,161,000円)に特別都市手当(本俸月額の12%)を加算している。賞与は、同規程に則り、本俸月額と特別都市手当の合計に100分の265.6を乗じた額を6月と12月に50%ずつ支払う。ただし、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じた割合を得た額としている。業績給については②の業績給の反映のさせ方を参照のこと。

理事

役員報酬支給基準は、月額(本俸、特別都市手当)、賞与、業績給で構成されている。月額については、経済産業研究所役員給与規程に則り、本俸月額(910,000円)に特別都市手当(本俸月額の12%)を加算している。賞与は、同規程に則り、本俸月額と特別都市手当の合計に100分の265.6を乗じた額を6月と12月に50%ずつ支払う。ただし、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じた割合を得た額としている。業績給については②の業績給の反映のさせ方を参照のこと。

理事(非常勤)

経済産業研究所役員給与規程により、非常勤役員は月額又は日額に理事長が認めた日数分を乗じて得た額としている。賞与、業績給はなし。
非常勤理事手当は、月額 420,000円 又は日額 50,000円

監事

常勤監事の任命なし。該当する規定なし。

監事(非常勤)

経済産業研究所役員給与規程により、非常勤役員は月額又は日額に理事長が認めた日数分を乗じて得た額としている。賞与、業績給はなし。
非常勤監事手当は、月額 420,000円 又は日額 50,000円

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 21,265	千円 13,932	千円 5,590	千円 1,672 ※特別都市手当 72 (通勤手当)			
理事	千円 9,541	千円 6,425	千円 2,381	千円 665 ※特別都市手当 70 (通勤手当)		H30年10月 30日退任	◇
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ()			
A監事(非 常勤)	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 2,300	千円 2,300	千円	千円 ()			

*特別都市手当は、地域手当のことで、本俸に100分の12を乗じた額。

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

RIETIは、我が国の経済産業政策のあり方について、学術的に裏付けされた質の高い政策研究・提言を行うための政策研究機関である。RIETIの研究は時宜にかなったテーマを中心に進められており、その成果については政策当局をはじめ他の研究機関、学会、産業界等からも高い評価を受けている。また、RIETIの研究成果は、政府等の経済関係白書でも多数引用されるなど政府の政策立案に貢献している。□

組織マネジメント面においても、独立行政法人の業務の効率化が常に求められている中で、特に内部統制については理事長の強いリーダーシップにより体制の整備が図られ、理事長の意向を反映した内部統制の進め方については、監事をはじめ、主務大臣による業務実績評価でも高い評価を受けている。

理事長の現在の報酬は民間シンクタンク取締役の報酬より低く、また、国家公務員の事務次官の報酬を下回っている。

(参考) 民間シンクタンクの29年度取締役の平均年収(30年3月期有価証券報告書)

A社 5,278万円 B社 3,940万円 C社 6,400万円

(参考) 国家公務員(指定職)との比較

国家公務員の事務次官	23,374千円
経済産業研究所理事長	21,265千円

理事

RIETIの理事は常勤理事1名であり、全ての面で理事長を補佐し、RIETIの組織運営及び研究体制に実質的な責任を有している。

理事は国家公務員からの出向であるが国家公務員の指定職の局長相当であり、平成30年度国家公務員の人事院勧告後の年収モデルと比較しても、理事の年収はそれより低くなっている。また、民間のシンクタンクの実績と比較しても低くなっている。

(参考) 民間シンクタンクの29年度取締役の平均年収(30年3月期有価証券報告書)

A社 5,278万円 B社 3,940万円 C社 6,400万円

(参考) 国家公務員(指定職)との比較

国家公務員の局長級	17,804千円
経済産業研究所理事	16,087千円

〔 理事(非常勤)
任命なし 〕

〔 監事
任命なし 〕

監事(非常勤)

〔 RIETIの監事は、民間企業での監査役の経験者、公認会計士や大学で会計学の教鞭をとっている教授、弁護士などの高度の専門制を有する者が任命されており、日額 50,000円の報酬は一般的な相場からみて極めて妥当な水準となっている。 〕

【主務大臣の検証結果】

〔 RIETI役員には、①経済・産業事情等に関する知見に基づく政策当局・他の政策研究機関等との連携・調整、②海外の研究機関との連携・協力、③内外の経済界・マスメディア等に対する戦略的な広報・政策提言、④組織のパフォーマンス向上に向けた取り組み等の重要な任務への取組が求められており、それに見合った適切な処遇が必要である。また、役員報酬には、主務大臣の業績評価が反映される制度となっており、今回の金額についても、その結果を反映したものであり、適正であると認める。
RIETIにおいては、報酬等の支払の基準について、国家公務員・民間企業の報酬・給与等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。 〕

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
理事A (非常勤)	該当者なし					
理事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成27年4月に施行された改正独立行政法人通則法においても、主務大臣から独立行政法人の業績評価を受けることとなっており、今後もこの評価を反映した役員の業績給の支給を引き続き継続していくものとする。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当も含め職員給与のあり方について、厳しく検証すると同時に、国際的にも評価の高い政策シンクタンクを目指すことも踏まえ、業務の効率化を通じて、その適正化に計画的に取り組んでいる。

人事院勧告に基づき、平成27年度から、東京都特別区を勤務地とする国家公務員の地域手当の引き上げを行った。

これにより、対国家公務員(年齢)のラスパイレス指数が100%を超えたものの、RIETIの職員全員が東京都特別区で勤務していることを考慮すると、地域学歴勘案では、100を下回っており、妥当な水準の給与であると言える。

(参考)ラスパイレス指数

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対国家公務員	97.1	98.6	101.1	105.1	101.9
地域勘案	83.4	85.3	87.1	90.5	88.0
学歴勘案	93.4	95.7	98.1	102.0	100.0
地域・学歴勘案	80.6	83.5	85.2	88.6	87.3

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の給与水準については、職員の勤務実績を考慮し、社会一般情勢及び国家公務員の給与水準に適合するよう決定している。

4年間という限られた期間において、当研究所に課された中期目標を効果的かつ効率的に達成するべく、常勤職員を対象とした目標管理型の人事評価制度を導入しており、職員の勤務実績が公平に評価され、その結果が職員の処遇に適切に反映される仕組みとなっている。

具体的には、年度末に職員の人事評価を行い、総合評価を9段階(S、A+、A~C+、C)に分類し、その評価に応じて職員の次年度本俸月額を号俸を上げている。

賞与は、原則、国に準じて年間4.45ヶ月(30年度)を支給している。なお、人事評価で特に優れた業績結果を残したと評価された職員については、社会一般情勢等を勘案した範囲において、特別賞与(10又は20万円、研究者は最高50万円まで)を別途支給することとしている。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

経済産業研究所職員給与規程に則り、本俸及び諸手当(扶養手当、職務手当、超過勤務手当、休日給、地域手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、単身赴任手当)としている。

賞与は月額基準額(本俸+扶養手当+地域手当)に管理職加算率を加味し、6月には2.125、12月には2.325を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じ、さらに勤務成績を参酌して0.8から1.2の間の率を乗じて理事長が定めた額としている。

平成30年度は、人事院勧告に準じて、俸給表のベースアップ(平均0.2%増)と賞与の年間支給率0.1月分の引き上げを実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況 (年俸制適用者以外)

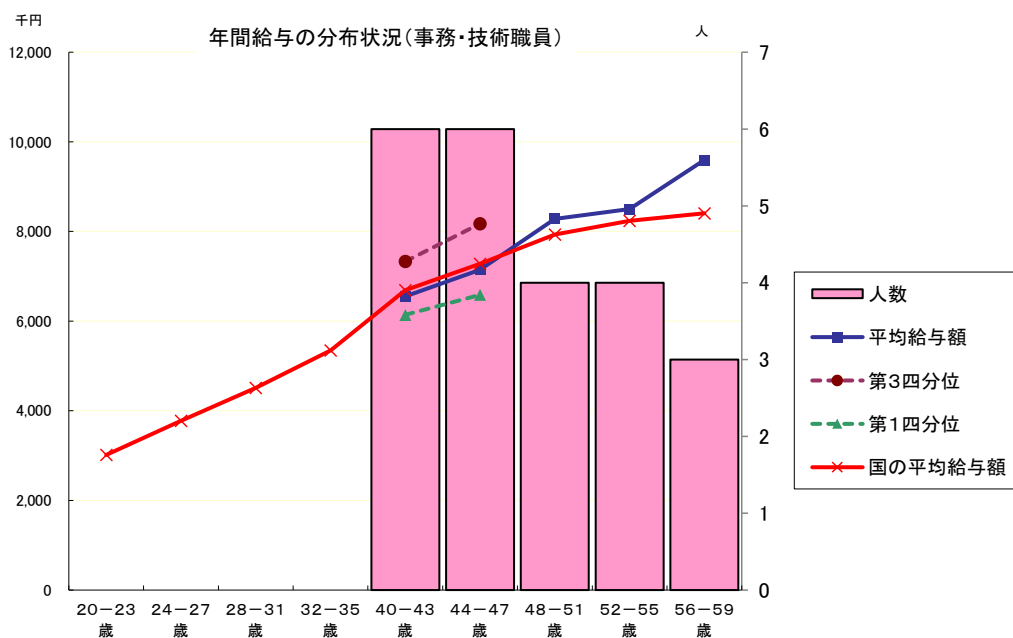
区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 24	歳 47.9	千円 7,803	千円 5,693	千円 167	千円 2,110
事務・技術	人 24	歳 47.9	千円 7,803	千円 5,693	千円 167	千円 2,110

(年俸制適用者)

任期付職員	人 14	歳 44.9	千円 9,711	千円 7,105	千円 137	千円 2,606
研究職種	人 14	歳 44.9	千円 9,711	千円 7,105	千円 137	千円 2,606

*「在外職員」、「再任用職員」、「非常勤職員」は該当者がいないため省略した。また、各区分で該当者がいない職種(医療職種(病院医師)等)についても省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:36-39歳の年齢層については該当者が2名以下で当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから分布状況に記載しない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
ディレクター	1	—	—	～
副ディレクター	2	—	—	～
マネージャー	11	48.5	7,780	8,784～6,586
チーフ	8	46.1	6,935	8,596～5,189
スタッフ	2	—	—	～

注1:ディレクターは本部部長職、副ディレクターは本部副部長職、マネージャーは本部課長職、チーフは本部係長職、スタッフは本部課員に相当する。

注2:ディレクター、副ディレクター、スタッフについては該当者が2名以下で当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下を記載しない。

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 96	% 97.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 0	% 4.0	% 2.1
	最高～最低	% 0.0～0.0	% 13.6～0.0	% 7.5～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 100	% 98.9	% 99.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 0	% 1.1	% 0.6
	最高～最低	% 0.0～0.0	% 8.1～0.0	% 4.3～0.0

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容								
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 101.9 ・年齢・地域勘案 88.0 ・年齢・学歴勘案 100.0 ・年齢・地域・学歴勘案 87.3 								
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>人事院勧告に基づき、平成27年度から、東京都特別区を勤務地とする国家公務員の地域手当引き上げがあり、RIETIにおいても、これと同水準の地域手当の支給率引き上げ(12%から14%)を行ったため。</p>								
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】</p> <p>99.49%</p> <p>平成30年度予算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国からの財政支出額</td> <td style="text-align: right;">1,459,698,833円</td> </tr> <tr> <td>支出予算の総額</td> <td style="text-align: right;">1,467,111,714円</td> </tr> </table> <p>【累積欠損額】</p> <p>0円(平成29年度決算)</p> <p>【管理職の割合】</p> <p>33.96%</p> <p>【大卒以上の高学歴の割合】</p> <p>77.35%</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】</p> <p>32.77%</p> <p>平成30年度決算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支出総額</td> <td style="text-align: right;">1,497,898,582円</td> </tr> <tr> <td>給与報酬等支給総額</td> <td style="text-align: right;">490,934,575円</td> </tr> </table> <p>【検証結果】</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>対国家公務員比全体で101.9%と同程度の水準である。しかし、地域・学歴勘案においては87.3%と国家公務員に比べて給与水準は低くなっており、妥当な水準であると考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>事務・技術職員の給与水準は、対国家公務員指数(年齢)を1.9ポイント上回ったものの、地域・学歴勘案では12.7ポイント下回っている。職員全員の勤務地が東京都特別区にあるという性質を踏まえ、適切な水準であると判断している。</p> <p>引き続き、給与水準の妥当性について注視していく。</p>	国からの財政支出額	1,459,698,833円	支出予算の総額	1,467,111,714円	支出総額	1,497,898,582円	給与報酬等支給総額	490,934,575円
国からの財政支出額	1,459,698,833円								
支出予算の総額	1,467,111,714円								
支出総額	1,497,898,582円								
給与報酬等支給総額	490,934,575円								
講ずる措置	<p>人件費については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、必要に応じて目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。事務職員については国家公務員と同程度の水準を引き続き維持することに努める。</p>								

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 215,460円 年間給与 3,544,317円
- 35歳(チーフ、配偶者・子1人)
月額 375,060円 年間給与 6,169,737円
- 45歳(マネージャー、配偶者・子2人)
月額 484,500円 年間給与 8,142,246円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現在は、人事評価制度に基づいて、個々の能力、業績を評価し、次年度の本俸月額及び特別賞与に反映させているが、いわゆる独立行政法人全体の評価による業績給制度の導入については、総人件費のあり方、給与体系の見直し等を含めて総合的観点から、必要に応じ検討していきたい。

III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 475,160	千円 470,491	千円 490,935
退職手当支給額 (B)	千円 4,998	千円 7,675	千円 1,000
非常勤役員等給与 (C)	千円 327,019	千円 309,983	千円 307,190
福利厚生費 (D)	千円 79,574	千円 83,019	千円 85,647
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 886,751	千円 871,168	千円 884,772

注: 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

○退職手当支給額について

・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日～以下の措置を講ずることとした。

役員の退職手当支給率を10.875/100 (12.5/100×87/100)から10.4625/100 (12.5/100×83.7/100)に引き下げ、職員の退職手当の調整率を87/100から83.7/100に引き下げた。

・平成30年度は退職者が1名存在した。

IV その他

特になし